

紀州田辺領における農民と鍛冶職人

河 島 一 仁*

I 目的と方法

わが国的基本的な鉄製農具のひとつである鍬に関してみると、その用途によって実にさまざまな形状のものがうみ出されてきている¹⁾。さらに、土壤をはじめとする自然的条件や使用する個別農民の体格なども、その多様さの要因となっている。他方、このことは、かかる鉄製農具のつくり手であった鍛冶職人すなわち農鍛冶²⁾が、実際に多様なニーズにこたえながら、生産・修理を行なってきたことを示している³⁾。その背景には、農鍛冶の技術に対する農民の信頼があったとみなされる。そして農鍛冶の側からすれば、信頼を得て、経営の安定を図るという目的があった。両者間の信頼関係は、双方にとって有益であったにちがいない。それは、農鍛冶の存在形態が、需要地域での居職か需要地域への出職あるいは需要地域外での居職のいずれの場合でも、経営の維持には不可欠であった。特に、前二者の場合、信頼関係の成立と継続に際して、直接的面識関係にもとづく、農民と農鍛冶との人的接触も存在したと考えられる。

かかる人的接触に関しては、1930年代の民俗調査において、すでに収録の対象とされている。「山村生活資料の調査蒐集事業」⁴⁾は、

柳田国男の指導のもとに実施された。その際、設定された60余の調査項目に混じって、「村に入り来たる者」⁵⁾が立項された。その項を担当した鈴木棠三は、村に入り来たる農鍛冶に関しても採録している。特に、廻村行動をとる農鍛冶への農民側の対応、すなわち雇庸の形態・接待方法などについて同氏は記述した⁶⁾。農民と農鍛冶とのかかる人的接触は、この調査が実施された30年代だけに限られたわけではない。おそらく、鍬が日本農業の主たる生産用具であった時代を通じて、広汎に存したことと思われる。

近世前期において、「鍬や鎌については、広く各地に有能な農具鍛冶屋が当時すでに存在していた」⁷⁾と、古島敏雄は40年代後半に述べている。この指摘を踏まえつつ、農具鍛冶屋すなわち農鍛冶と農民との具体的な人的接触について、職人史分野での研究成果をもとに検討を加えていくことにしよう。

当該分野で、先駆的かつ体系的な業績を残している遠藤元男⁸⁾は、職人社会そのものに対しては、精緻な論を展開してはいるものの、農具の「農民への配給」⁹⁾という点について、管見の限りでは、ほとんど論及していないようと思われる。

70年代以降には、乾宏己・笛本正治らによって近世における農鍛冶および農鍛冶業に関する研究が精力的に進められた。このテーマ

* 立命館大学文学部

に関して、主として東北地方をフィールドとする乾は、まず領主的統制のもとにおかれた農鍛冶の実態を紹介している¹⁰⁾。続いて、陸奥国白川郡棚倉領の村々で発達した鍛鍛冶業について分析を加えた¹¹⁾。当地域での鍛生産は、元禄期にはすでに存在し、明治中頃まで存続した。その販路は、磐城・会津および北関東一帯に広がっていた。地域によって鍛の仕様が異なるため、鍛冶職人は販売にあたる「壳子」を通じて、農民側の必要とする鍛の形状を熟知していたとみなされている。しかし、棚倉領の農鍛冶は、基本的には需要地域外での居職形態をとっているために、農民との人的接触はほとんど存在しなかったと思われる。

戦国時代以降の甲斐における鍛冶職人について研究した笹本正治の論文¹²⁾では、鍛冶組織が基本的には国郡の地域的枠組によっていたことを明らかにしている。しかし、農民と鍛冶職人とのかかわりについてはほとんど言及していない。

このように、中部・東北をフィールドとする近世職人史研究では、農民と農鍛冶職人との人的接触は、充分な論点となるにはいたっていない。しかしながら、「紀州鍛冶」に関わって近畿地方をフィールドとする限り、これは避けることのできない論点をなすものと考えられる。

おそらく、18世紀の初頭には、紀伊国日高郡および牟婁郡から畿内への鍛冶出稼ははじまっていたとみられる¹³⁾。出稼行動が続いた後、彼らの多くは出稼先の村落に受容され、定着するにいたっている¹⁴⁾。このような事実を踏まえる時、「農民と農鍛冶職人との人的接触」は、彼らが受容され定着するというプロセスの解明には不可避の論点となることは容易に首肯されよう。

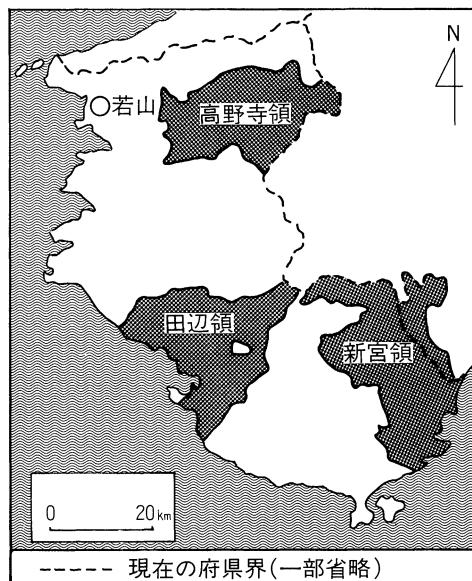
ただ、小稿の対象とするフィールドが、「紀州鍛冶」を受容した地域すなわち受容地域¹⁵⁾にではなく、彼らをうみ出した地域すなわち輩出地域においておかれていることには、若干の説明を要するにちがいない。今までのところ、彼らが受容されるにいたった経緯を実証的に詳らかにする史料を筆者は見い出していない。そこで、輩出地域においてではあるが、農民と農鍛冶職人との人的接触がより如実に顯われている諸事実の分析を通して、畿内各地への「紀州鍛冶」の地域的展開過程¹⁶⁾を解明する糸口を得ることを本稿の第一の目的とした。そして同時に、本稿は、「紀州鍛冶」輩出地域の解明に関する論文でもあるという側面も有している。すなわち、第一の目的に関わる諸事実を分析することによって、「紀州鍛冶」が出身地域から放出されてくる過程をも、同時に解明することを企図する次第である。

史料としては、紀州田辺に残された『万代記』¹⁷⁾を用いることにする。これは、田辺組の大庄屋田所家の公務の記録である。その記録期間は、1471(文明3)年から1839(天保10)年の長期にわたっている。とはいいうものの、1640年代より以前の部分は、後年に書き加えられたものだといわれている¹⁸⁾。記載内容は、幕府の布令をはじめ商工業・民事の訴訟・盜賊その他の刑事・祭礼および市井の雑事など広汎にわたっている。そして鍛冶職人にまつわる記事も多く載せられている。本稿では、そのなかから、特に次の二点に関する記載を中心として用いることにしよう。すなわち、鍛冶職人の地域的構成ならびに地域秩序に関する

ることがら（第Ⅱ章）と、1771年頃から1801年までの間に記載されている「他所稼」につわるものである（第Ⅲ～V章）。他所稼は叙上の地域秩序を乱すものとして基本的には禁じられていたとみられる。その秩序を乱した何人かの鍛冶職人のなかから、特に顕著な例を用いることとする。

II 鍛冶職人の地域的構成

紀伊国は、近世には紀州藩領・田辺領・新宮領および高野寺領よりなっていた。現和歌山県域における、それらの位置関係を第1図に示した。その中央部をしめる田辺領は、日高郡と牟婁郡との境界部に位置していた。そしてそれは、紀州徳川家の国付家老・安藤氏の所領として、幕末まで存続した。



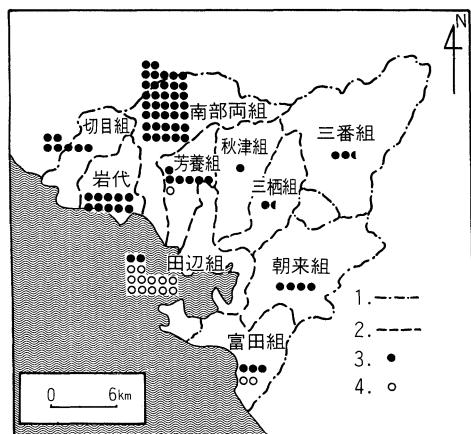
第1図 田辺領の位置図
(近藤忠「紀州の近世における地方行政区割の変遷と村落の分合」人文地理第9巻1号(1957)5頁による。ただし一部省略)

さて、『万代記』第12巻・享保4年（1719）に、

（史料1）御領分之内居候打物仕候鍛治何人程有之候哉（圈点筆者）

という領主側からの問い合わせが、田辺組大庄屋・田所に対してあったと記されている。この問い合わせのなかでは、叙上の箇所に統いて、「打物仕鍛治」職人は、「古来より作之筋目にて今以打物仕家業」をしている「筋目鍛治」、「村々鍛治」および「他所へ稼ニ参候鍛治」の三つに分類されている¹⁹⁾。

その後、50年以上経過して、「本役鍛治」ならびに「平鍛治」という分類が固定化されるにいたっている。第2図に示されるように、領内の西北端に位置する切目組から南端の富田組にいたるまで、それらの数は各組ごとに決められていた。田辺組の場合、14のうち12までが本役鍛治であった。田辺組に接する芳



第2図 田辺領における「平鍛治」、「本役鍛治」の地域的構成
1. 領境 2. 組境 3. 平鍛治（株数） 4. 本役鍛治（株数）
注：岩代は組ではないが、出典中ではひとつの地理的単位として表記されているので、それに従う。
(出典：『万代記』第39巻、1773年)

養・富田両組にも、本役鍛冶が存在していたことがわかる。一方、三栖組と三番組には、平鍛冶がそれぞれ1.5・2.5いたと記されている²⁰⁾。このことから、同図中の各点は単純に人数を示すものではなく、営業権をほぼ意味すると解される株²¹⁾の数を表わしているとみなされる。

それでは、ここにいう本役鍛冶とは、いかなる性格の鍛冶職人であったのか。

(史料2) 本役鍛治拾式人往古より御用相勤
(甲) 来申候仍之旅稼不相成ニ付町近在ハ本役か
(乙) ぢ拾式人之者稼場ニ被下置御座候 (圈点筆
 者)

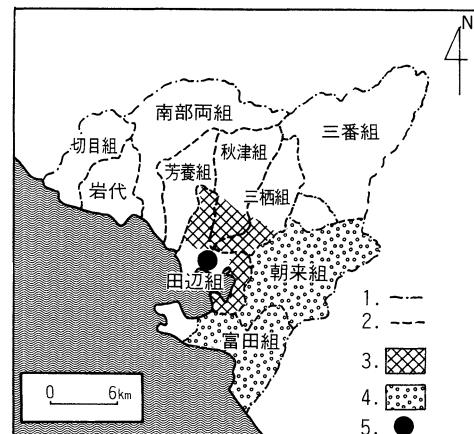
という記載が『万代記』第47巻・安永10年(1781)にある。下線部(甲)にあるように、田辺領を所領とした安藤氏の用を勤めてきた鍛冶職人が本役鍛冶であるとされる。史料1が記された1719年当時にも、本役鍛冶と等しい立場の鍛冶職人は当然存在したものとみなされよう²²⁾。安藤氏の用を勤めたのであるから、本役鍛冶は刀をはじめとする武具を生産するとともに、鉄製品にかかる領主側の需要にこたえた職人であった。

さらに、下線部(乙)にあるように、彼らが「旅稼」すなわち出稼をすることは禁じられていたものと解される²³⁾。その見返りとして、下線部(丙)に明らかなように、「町近在」すなわち田辺城下の近在を、自らの稼場としていた。では彼らの稼場は、どこに位置していたのか。

『万代記』第42巻・安永5年(1776)には、「本役鍛冶之者上下場」という語句が出てくる²⁴⁾。その上下場は、大きく二つにわけられている。ひとつは、境域全体が上下場に含まれると規定された、田辺城下近郷の10か

村²⁵⁾であり、ふたつは、「端々に本役鍛冶之者上下場」が位置していた朝来・富田両組である。「端々に」存在していたのであるから、これらふたつの組域全てが上下場であったわけではない。第3図をみると明らかのように、上下場は田辺城下の近在に位置している。このことから、上下場と稼場とはほぼ同義であったと解されよう。この図からは、田辺領の南半部が本役鍛冶の活動範域として設定されていたことも読みとれる。本役鍛冶は、稼場あるいは上下場では、鉄製農具の生産・修理などに従事したものと思われる。

さらに、第2図と第3図とを比較すると明らかのように、本役鍛冶の上下場に含まれない地域が、平鍛冶の活動範域となっていたわけである。しかし、平鍛冶に関する明確な定義付けが可能となる文言を、筆者は『万代記』中に未だ見い出していない。領主側との関わりにおいては、本役鍛冶ほどの地位ではない



第3図 「本役鍛冶之者上下場」位置図
 1. 領境 2. 組境 3. 「本役鍛冶之者上下場」
 となっていた村、4. 「端々ニ本役鍛冶之者上下
 場」の位置する組、5. 田辺城下
 注:組名の出典は第2図と同じ。

(出典:『万代記』第42巻、1776)

ものの、株数が固定されていることからみて制度的にその地位を保証された職人であったはずである²⁶⁾。そして、第3図の分布状況からみて、彼らは鉄製農具の供給に主として従事していたにちがいない。

以上のように、田辺領においては、鍛治職人の組織が明確に規定され²⁷⁾、彼らの活動範域は組ごとに設定されていたことが明らかとなつた。すなわち、鍛治職人に関わる地域秩序が18世紀後半には確立していた、とひとまずみなすことが可能かもしれない。しかしながら、『万代記』に散見される「他所稼」に関する記載を見る限り、かかる地域秩序は磐石のものであったとはいひ難い。

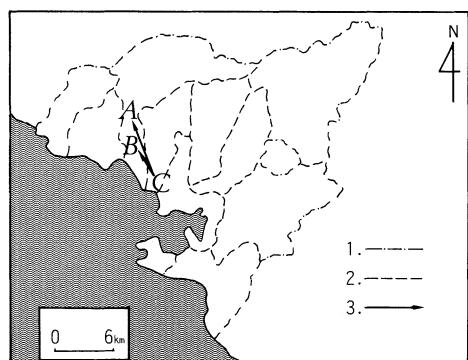
1753年から1801年までの間に、他所稼が都合19件記載されている²⁸⁾。それらの多くは、営業を禁止され、原状回復にいたるという結着でおわっている。本稿では、それらの諸例のうち、特に記載量の多い、伝七という鍛治職人にまつわる紛擾をとりあげることにしよう。そして、地域秩序を維持しようとする側と乱そうとする側との争論を通して、鍛治職人と農民との人的接触について考察を加えていくことにする。

III 他所稼をめぐる集団間関係

芳養組芋村の出身とみなされる伝七は、寛政12年（1800）正月26日から享和元年（1801）8月23日までの約20か月間にわたり、第4図に示したように、南部組東本庄村へ「出張」²⁹⁾した鍛治職人であった。生没年をはじめとする具体的な人物像については、何の記載も見い出せない。しかし、「出張」すなわち鍛治出稼を行なったという事実から、少な

くともふたつのことだけは容易に判明する。第一に、伝七は本役鍛治もしくは平鍛治のいずれでもなかつた可能性が高いということである。組ごとに本役・平鍛治双方の株数が定められていることから、彼らの活動範域は組境を越えるものではなかつたと判断される。したがって芳養組から南部組へと組境を越えてきた伝七は、株を保有した職人ではないと思われる。第二に、東本庄村の農民が信頼するに足るだけの鍛冶技術を伝七が有していたとみなされる。技能的に充分でないならば、約20か月もの間、東本庄村に留まることはできなかつたと思われるからである。

手工技術が創意発明によって、全く独自に編み出されてくることを否定することはできないまでも、一般に、親方から弟子へとそれは受け継がれてきたものと解される。したがって、東本庄村に来るまでの伝七の生活歴について、次の二点を推定することがゆるされよう。まず、伝七はどこかで何者から技能を修得したということが考えられる。それが



第4図 鍛治職人佐市・伝七の他所稼
1. 領境 2. 組境 3. 芋村からの他所稼の二例
A. 東本庄村 B. 山田村 C. 芋村
(出典:『万代記』第53巻 (1787)・第66巻 (1800))

芳養組であったのか、田辺領内の他の組であったのか、はたまた他領他国であったのかは詳らかではない。そして第二は、東本庄村の人々が信頼するに足るだけの技能をどこかで発露していたにちがいないという点である³⁰⁾。それが、出身村ともみなされる芋村であったのか、あるいは他の村であったのか全く判然とはしない。それが芋村ではないとしても、おそらく東本庄村からそう遠く離れていないところであったと思われる³¹⁾。

以上の推定を経て、田辺領には、株数の定められた本役・平鍛治だけでなく、存在形態は不明確ながらも伝七の如き鍛治職人の活動の余地も存したと考えられよう³²⁾。そして、かかる鍛治職人にとっては、組境はさして意味のあるものではなかったと解することも可能であろう。

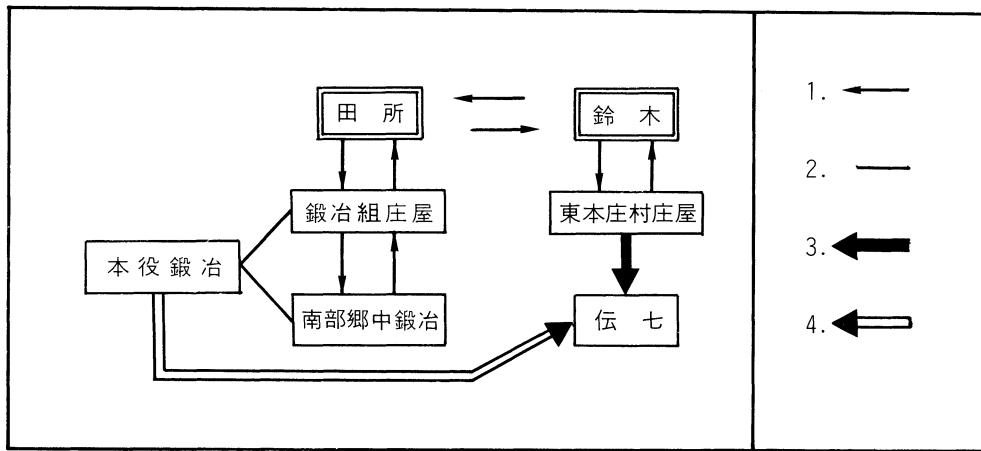
東本庄村に在留した伝七は、約20か月もの間、どのような活動を行なったのであろうか。『万代記』第66巻・寛政12年10月（1800）には、「伝七専細工致取寄細工迄仕」（圈点筆者）と記されている。伝七は工房で依頼された注文をこなす「細工」だけではなく、下線部（甲）にあるように、注文を「取寄」るために工房を出て行動したのであろう。その地理的範囲が東本庄村の境域内に留まらないこともあったにちがいない。そして、伝七のかかる行動は、本役鍛治と鍛冶組庄屋³³⁾らによって指弾され続けた。つまるところ、伝七は東本庄村での営業活動を停止させられるにいたっている。この経緯を一見すると、鍛冶組庄屋らが維持しようとした地域秩序は貫徹していたかのように思われる。伝七が立ち去ることでこの紛擾が結着していることからも容易にそれは首肯されるかもしれない。しか

しながら、伝七に関わる経緯のなかで見逃すわけにはいかない点は、20か月余りもの間、伝七が東本庄村に留まることができたという事実である。なぜ、それが可能であったのであろうか。この点を解明する前に、伝七を取り巻いた集団間関係についてまず明らかにしておこう。

『万代記』には、これまでに見出した限りでは伝七に関わる記事が都合11件ある。それらのうち初出のものには、次のように書かれている。

（史料3）³⁴⁾ 同廿六日南部東本庄出張鍛治
伝七義引候様申遣候へとも庄屋引留候ニ付
止不申候故南部郷中鍛治中合道具取上に可
罷越と申出候へとも先具合候様申聞候段此
間文之丞申出候ニ付南部へ書状遣ス
 この史料中に登場するのは、（甲）出張鍛治伝七、（乙）東本庄村の庄屋、（丙）南部郷中鍛治そして（丁）文之丞である。南部郷中鍛治とは、南部組において活動範域を有している複数の鍛治職人を意味し、文之丞とは鍛冶組庄屋の名である。この紛擾には、この書状の書き手である田辺組大庄屋・田所八郎左衛門と受け取り手である南部組大庄屋・鈴木熊右衛門も重要な役割を果たしている。これら当事者の関係を意志伝達経路をもとに並べると第5図のようになる。下線部（A）にあるように、東本庄村の庄屋は伝七を「引留」している。両者のやりとりは『万代記』には記されてはいない。しかし、これ以外に関してみると、享和元年8月（1801）にこの紛擾が落着をみるまで、図中に示したようにそれぞれの意思が伝達されていたことが、『万代記』の記載から明らかとなる。

この図からも明らかなように、鍛冶組庄屋



第5図 伝七に関する紛擾の集団間関係
1. 意志伝達経路 2. 協力関係 3. 「引留」 4. 「道具取立」

文之丞は、南部組大庄屋ならびに東本庄村庄屋に対して、伝七の営業を差止めることを直接申し入れることはできなかったもようである。鍛冶組庄屋は田所の承認を得ずして行動することはできなかったと思われる³⁵⁾。そして、おそらくかかる意思伝達の経路は地方支配の機構と矛盾しないものであったと解される。その枠のなかで、鍛冶組庄屋は、本役鍛冶および平鍛冶らの利益確保を主張する役割を担ったのであろう。

鍛冶組庄屋は、田所によって行動が束縛されていた一方で、下線部（B）にあるように、伝七の道具を取り上に行こうとする南部郷中鍛冶を支配する立場にあった。この点から、制限はあるとはいうものの、実力行使を伴なった規制力を鍛冶組庄屋は有していたといえよう。すなわち、秩序を乱す営業者に対する規制は、地方支配機構に合致する形式を保ちながらも、鍛冶職人相互においては、かなり苛烈な暴力的手段を伴なうものであった。それでは、伝七に対する営業規制はどのように進

められていったのであろうか。その推移を追うことにしてしよう。

V 地域秩序と営業規制

前掲の史料3に続いて、

(史料4)³⁶⁾ 芳養村鍛冶伝七と申者御組東本庄村へ出張鍛治致候ニ付 出張稼ハ不相成
場所之分申聞引候様伝七へ申付候へとも
(中略) 元來鍛冶出張場ハ先年より御定之御
証文御座候て本庄³⁷⁾ などハ出張不相所(以下略)

とある。田所は鈴木あてのこの書状のなかで、下線部（甲）にあるように、東本庄村には出張稼はできないと述べている。それには、下線部（乙）に書かれているように、「先年より御定之御証文」があること、すなわち法的な根拠があることを明言している。

南部組への出張稼を禁ずることは、一体誰の利益を守ることになるのか。それは第1図にすでに明らかにされている。すなわち、南部組に居住する平鍛冶37人³⁸⁾ の活動範域を

守ることが企図されているのである³⁹⁾。

このような田所の申し入れに対して、鈴木は

(史料 5)⁴⁰⁾ 同人東本庄村へ引越住居仕度と返答している。つまり、伝七が東本庄村に引越したいと申し出ているというのである。東本庄村に出張稼をしてはならないという法的根拠を明示した田所の主張に対し、引越をするという形式に偽装して、営業停止の要求をかわそうと画策したわけである。しかし、この企図は簡単に見抜かれてしまう。

これに対し、田所は、

(史料 6)⁴¹⁾ 住居ハ不苦候へとも鍛治致候義ハ弟子入カ株譲受かならで出来申間敷候併鍛治仲間納得不致候てハ出来申間敷候と返答している。伝七の転居それ自体には問題はない。しかし、弟子入りもしくは株を譲り受け、さらに鍛治仲間の承認がないと鍛治業を営むことはできないと鈴木に対して主張している。それでも、伝七の活動はやまなかつた。

(史料 7)⁴²⁾ 本庄之鍛治弟子ニ成候とてやはり鍛治致候由其師匠誰とも不知他国稼ニテ留主之者を師匠と申又養子ニても其師匠親分より南部鍛治中へ披露引合ひ得心之上ならてハ出来かたく（以下略）

田所は、このように鈴木に対して伝七の営業を停止させるように申し入れた。伝七が弟子になったということにして、ひき続いて営業している。しかし、下線部（甲）にあるように、その師匠は一体誰なのかわからぬ。さらに下線部（乙）にあるように、他国に稼ぎに出ている者を師匠とする、あるいはその養子になるといつても、「南部鍛治中」すなわち南部組の鍛治職人に対して、下線部（丙）

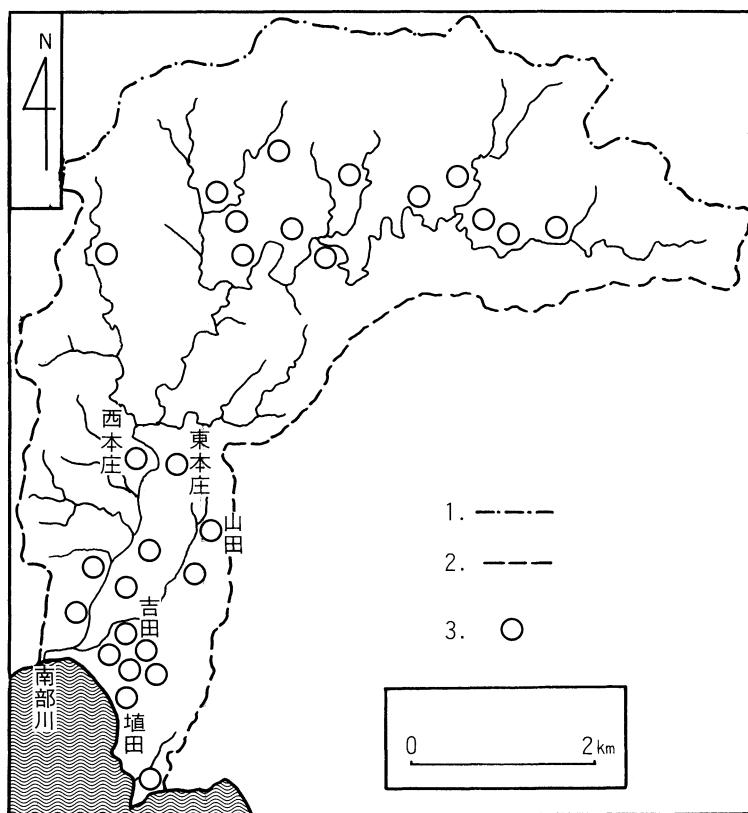
のように株譲り受けの披露をして、彼らの得心をえなければならないのに、それをしていないではないか、と田所は指摘した。

ここにいう南部鍛治中とは、どういう集団なのであろうか。株数の定められた平鍛治だけが南部組にいたわけではない⁴³⁾。下線部（乙）に、「他国稼ニテ留主之者」とあることから、当時南部組から他国へ出稼に行く鍛治職人が相当数いたことが明らかであろう。他国へ稼ぎに出ている者が、南部鍛治中に含まれるのであろうか。

この疑問に対して、伝七と同様に芋村から南部組山田村に出張稼を行なった「はや芋村鍛治佐市」に関する記述が手がかりとなる。

(史料 8)⁴⁴⁾ はや芋村鍛治佐市當春南部山田村へ出張稼始候ニ付南部郷中之鍛治稼帰故指支候段申聞候へ共佐市不得心ニ付（以下略）

この史料は、天明 7 年（1787）の記載である。ここで問題になるのは、「稼帰」という字句であろう。この字句について、ふたつの解釈が可能かと思われる。第一は、稼帰るという述語の主語を佐市とする読み方である。この場合、彼が第 4 図に示したように、山田村で稼いで芋村へ帰るから、南部郷中之鍛治がさしつかえるという意味になろう。第二は、南部郷中之鍛冶がおそらく他国他領からの稼ぎから帰ってくるので、佐市の存在が邪魔になるという解釈である。史料 7 にもあったように、他国へ稼ぎに行く者が相当数いたとみられることからも、第二の解釈の方が妥当なよう思われる。そして史料 7 の南部鍛治中と南部郷中之鍛冶を同義とみなすことに無理がないとすれば、南部組において新たに営業を始める際に、承認を求めるべき対象に、他国



第6図 南部組における村の分布

1. 領境 2. 組境 3. 村

注：本文中及び後注で言及した村のみ名称を記した。

(出典：『紀伊統風土記』)

稼の者も含まれていたことになる。そして、平鍛治の活動が組域内で完結していたとの前提に立つと、平鍛治以外の鍛治職人もともに、同組内での活動に対して規制力を発揮できるだけの集団を形成していたことになる。

それでも伝七はやめなかった。

(史料9)⁴⁵⁾ 山田吉田本庄之平鍛治鍛治
庄屋迄出伝七専細工致取寄細工迄仕物から
難渋之旨今日ハ同道ニて田所へ可出 (以下略)

第6図に示した山田・吉田・本庄の各村に居

住している平鍛治が鍛冶組庄屋とともに田所のものもとまで陳情くるという事態にまでなっている。伝七のために「惣かち」がこまっている。平鍛治という語とは別に、惣かち(惣鍛治)という語が使われていることから、この語は叙上の南部鍛冶中および南部郷中之鍛冶とほぼ同義と解される。

以上のことから、東本庄村と伝七は、南部組における他の鍛治職人全体と対立する状態にあったことが明らかであろう。

V 農民と鍛冶職人との人的接触

享和元年（1801）三月二日に、田所が鈴木に出した書状には、

（史料10）⁴⁶⁾ 一昨日南部鍛冶一同願出庄屋
并本役差添南部鍛冶共拙宅へ罷出今日了簡
可承と強き願ニ御座候（以下略）

とある。再三にわたる営業停止処分の要求がかなわず、業を煮やした鍛冶組庄屋・文之丞と本役鍛冶そして南部鍛冶がそろって田所宅へおしかけてきた。南部組には、本役鍛冶は存しない。したがって、この時、田辺組に居住する本役鍛冶たちが帶同したものと思われる。彼らの要求は、営業停止を求めるという程度のものではなく、伝七の道具を取上げにいく許可を田所に求めているのである。

この書状に対して、鈴木は次のように答えている。

（史料11）⁴⁷⁾ 本庄伝七義職御差留致承知候
得共先年居鍛冶式人有之長吉跡ニ伝七居候
事ニ候殊ニ(甲)大村故壱兩人無之候而ハ百姓難
渋仕候段願出申シ右伝七ハ芳養芋村之者ニ
而申進から職為仕候様にと存引越させ候得
ハ何卒村方願之趣郡御奉行所御了簡伺候旨
咄申候

鈴木の主張は、次のような内容である。下線部（甲）にあるように、東本庄村には鍛冶職人が二人いた。これを「居鍛冶」と呼んでいる。そのうちの一人であった長吉の後任として、この伝七を引越させたのである。そして下線部（乙）にあるように、東本庄村の集落規模⁴⁸⁾が大きいので、鍛冶職人が二人いないと百姓が難渋する。このような事情で伝七を必要とする「村方願之趣」を郡奉行所に申し出てもらいたいというのがこの史料の概要

である。村方願之趣とあることから、東本庄村の庄屋の意向をうけて、鈴木が田所に申し出たものと解されよう。

しかし、鈴木の申し出は田所に反駁されている。まず、鍛冶職人が二人いたという主張に対して、

（史料12）⁴⁹⁾ 東本庄村へハ安永ニ已御定書
に藤四郎壱人ニ而御座候其後断絶付紙ニ御
座候

と反論している。二人の居鍛冶が存在したというのは誤りで、藤四郎ひとりの名しか御定書には載っていない。それもその後、絶えてしまっている。すなわち、東本庄村の意向をうけた鈴木の主張には根拠がないとするのである。

さらに田所は続けて

安永五申年ム御証文被遣候而上秋津堅田村
ム外ハ新株出張不相成候

と述べている。以上のことから、安永2年（1773）に、鍛冶職人の居住する村が、「御定書」という史料のなかに明確に記されていたことが明らかとなった。「本役鍛冶之者上下場」が、安永5年（1776）の記載⁵⁰⁾にあることも加味すると、おそらく18世紀後半の70年代に、田辺領内の鍛冶職人に関わる地域秩序が再編成されたとみることができよう。そして、第二に、「上秋津堅田村」⁵¹⁾のように、「新株出張」が可能であった村も存在したことが指摘されよう。

そして、伝七に関わる事態はさらに深刻化していく。

（史料13）⁵²⁾ 東本庄村伝七其後鍛冶職相止
メ不申候ニ付南部鍛冶頻ニ願出候故無拠今
日本役入込伝七道具取上申旨申出候さして
故障之義も有間敷候ヘ共御組内之義故一寸

御心得申達候（以下略）

下線部にあるように、本役鍛治が東本庄村に入り込んで伝七の道具を取り上げに行くという申し出に対し、田所は「故障之義も有間敷候」、すなわち取り上げに行くことにさしさわりがないと判断している。ただ鈴木の管轄する南部組のことなので「申達」しているのである。

本役鍛治は、南部組には存しない。したがって、「道具取上」という実力行使にあたっては、対象となる鍛治職人が居住する組にかかわりなく、本役鍛治がその執行にあたることになっていたと思われる。そして、「道具取上」に向かったところ、

（史料14）⁵³⁾ 昨日本役三人南部伝七職取上
 ニ入込候処道具ハ庄屋元へ預ケ有之との義
 ニ付改ニ参候処庄屋之納屋ニ入レ御座候
 依之其付ニ致シ帰るとの義ニ付夫ニ而能候
 という事態になっていた。つまり、本役三人が出向いたところ、下線部（甲）にあるように道具は東本庄村の庄屋に預けられていた。そこで改めて庄屋宅に行くと、下線部（乙）のように、道具はその納屋に入れられてあった。伝七は、道具を「其付」にして帰っていた。道具には、かねご・金床などが含まれていたと思われる。

この事実から明らかなことは、次のふたつである。第一に、伝七の工房は、庄屋宅から離れたところに位置していたことが判明する。第二に、伝七がそのままにして帰った道具類は、おそらく彼のものではなかったと思われる所以である⁵⁴⁾。というのは、仮に伝七の所有物であるならば、それらをそのままにして帰るということは、営業が容易に再開されうると判断され、下線部（丙）のように、田所が

「夫ニ而能候」と言うはずがないと考えられるからである。

この第二の点が正鵠を得たものであるならば、出張稼を行なう鍛治職人は、生活用具のみを携行してきたことになる⁵⁵⁾。そして、生産用具は、彼を雇い入れる村側が用意していたということになる⁵⁶⁾。この背景には、次のようなことがあったと思われる。

道具を取り上げるという営業規制は、たしかに暴力的な方法であったにちがいない。しかし、その執行が常態化してくるにつれて、ひとつの対応策が講じられたのではないか。すなわち、本役鍛治はおろか鍛治組庄屋にも直接手をくだすことのできない村役人の所有下に道具類を置き、たとえ「道具取上」という規制力が働くとも、雇い入れた鍛治職人の活動停止ということで事態を収束させるという方策がとられたようと思われる。そうすることによって、職人を容易に雇い入れることができたと解される。

伝七のその後の消息は『万代記』からは、知ることができない。それはともかく、彼がいなくなった後、東本庄村の農民は難渋するにちがいない。その対策として、田所は次のように記している。

（史料15）⁵⁷⁾ 此上ハ村方農道具差支不申様
 南部鍛治申渡本庄村へ壱軒住居いたし候様
 就ハ可然取斗候様文之丞へ申聞（以下略）
 鍛治組庄屋・文之丞に対して、本庄村すなわち東本庄村に、鍛治を一軒住まわせるよう指示している。

以上のように、伝七に関わる紛擾の推移を辿ることによって、彼が約20か月にわたって東本庄村に留まった背景がおおよそ明らかになった。それは、史料11にあった「村方願之

趣」という字句に端的にあらわされている。伝七がいないと、東本庄村の農民が難渋する。したがって、史料5・11にあるように、彼を引越させて住まわせることを装った。しかし、それも論難されるにいたると、居鍛治の後任として彼を引越させたのだと主張するにいたる。だが、それにも法的な根拠がないことを指摘されて、結局のところ彼をひきあげさせることになるわけである。苦肉の策を考案して、何としても伝七を村内に留めておきたいという熱望が、鍛冶組庄屋をはじめ南部組の鍛冶職人全体を敵にした紛擾を生むにいたった。

かかる事態になった要因には、鍛冶組庄屋に統轄された職人が、村方の需要にみあうようには存在していなかったことがあるようと思われる。なぜ、隣接する芳養組から伝七を呼び入れたのか。南部組の鍛冶職人に農道具の生産ならびに修理を依頼するよりも、伝七を抱え込んだ方が好都合だと東本庄村が判断した理由は、これらの史料からは明らかではない⁵⁸⁾。おそらく職人に支払う代銀あるいは報酬にその理由があったのではないかと思われる。

かかる動きに対して、田辺領で公的にその地位を保証された鍛冶組庄屋ならびに本役鍛治らに率いられた職人たちは、「道具取上」という実力行使をいわば脅迫材料にして、営業停止を要求した。その法的な根拠は、「御定之御証文」にある。しかし、彼らの激しい行動は、単に地域秩序を守ることだけにあったのではないと思われる。かかる秩序の維持を通して、公認された権益を確保しようとしたと解される。

伝七をめぐる紛擾は、より安く、より安定

的に鉄製農具を確保したいという農民側の欲求と、活動範域の確保が死活問題であった鍛冶職人たちとの対立によって生じたと解されよう。さらに、その背景には鉄製農具に対する個別農民の需要が、広汎に存在していたことがあるように思われる。

VI むすびにかえて

約20か月の間、東本庄村において、伝七が具体的に農具をどのように供給したのか、『万代記』の記載からは判然とはしない。第5図に示したように、庄屋は伝七を引留めていた。これは、伝七は庄屋に庇護されていたとも言い換えることができる。かかる関係にあるとき、庄屋は特權的かつ優先的にサービスを享受したと考えられるし、かつまた、庄屋は、村内部での農具供給を実質的に一手に掌握することも可能であった。

これに類似した関係は、京都府船井郡での筆者による調査結果⁵⁹⁾にも見い出しうる。近世田辺領における《庄屋—鍛冶職人関係》と、現在の聴取調査によって明らかになったこととを、短絡させることはできないことを踏まえつつ、若干の検討を加えることにしよう。

船井郡において聴取対象となった16業者のうち、9業者には、「オモヤ」が存在した。外来者である出稼鍛冶が営業地を選定する場合、土地・建物は出稼先の住民から借りうけるのが一般的であった。その際、出稼鍛冶にかかる便宜を供与するイエは、丹波では「オモヤ」と呼ばれてきた。オモヤの側には、鉄製農具に関わるサービスを優先的に享受するという思惑があったと解される。

「紀州鍛冶」が受容され、定着している地域で、これと同様の人的接触にもとづく《オモヤ—鍛治職人関係》が遍く確認されたわけではない。しかし、外来者であり、移動性にも富む職人が、それまで何のつながりもない村で開業する際には、オモヤ的役割を担う上層農が必要とされたと考えられる⁶⁰⁾。

したがって、南部組東本庄村の庄屋が、伝七を引留めたのと類似の行為は、「紀州鍛冶」が畿内およびその周辺に展開した過程において、広くとられたものと考えられる。

伝七の行動には、鍛冶組庄屋と南部鍛冶中によって規制が加えられた。それは、東本庄村が南部鍛冶中の活動範域に含まれていたことによる。伝七を、畿内各地に展開して行った「紀州鍛冶」におきかえると、南部鍛冶中に相当する立場の職人がどのように存在していたのかが疑問となってくる。これを解明する史料を未だ見い出していない。ただ、「紀州鍛冶」が、畿内各地へ広がって行く時期については、おおよそのところが明らかになっている。

史料1で明らかになったように、1719年当時、鍛治職人の分類として、「他所へ稼ニ参候鍛冶」があげられていた。「他所」の具体的地名は詳らかではないが、「紀州鍛冶」の他地域への展開は、18世紀初頭には存在したとみられる⁶¹⁾。そして、史料2（1781年）で示したように、本役鍛冶は旅稼ができなかった。このことは逆に、本役鍛冶以外の職人の多くにとって、他所へ出稼に行くことは当時決して難しいことではなかったことを意味している。そして、史料7（1800年）および史料8（1787年）から、相当数の鍛治職人が南部組から他国へ出向いていたことがすでに明

らかになっている。彼らは、南部組では営業活動を行なえなかった職人たちであったにちがいない。

以上の諸点をふまえると、「紀州鍛冶」の地域的展開とは、出身地域に留まりえなかつた職人たちによる、生活維持のための営業地確保を求めた行動の集積ということも可能であろう。そして、19世紀においては、受容地域が輩出地域の河谷ごとにおおよその分化をとげていたことも、すでに明らかにされている⁶¹⁾。それは、彼らの地域的展開にはある程度の秩序があったためと考えられる。

〔付記〕本稿作成にあたりご指導いただきました日下雅義先生、資料収集に際してご高配いただいた田辺高校の桑原康宏先生に厚くお礼申しあげます。

本稿は、和歌山地理学会第26回例会（於有田郡吉備町立きび会館、1989年5月28日）での発表内容の一部に基くものである。口頭発表の機会を与えていただいた、藤森勉会長をはじめとする和歌山地理学会の諸先生方に深く謝意を表します。

なお本研究には昭和63年度科学研究費奨励研究（A）「近畿地方における出稼職人集団『紀州鍛冶』の輩出構造に関する歴史地理学的研究」（課題番号63780307）の一部を使用した。

注

- 1) 大日本農会編『日本の鎌・鋤・犁』農政調査委員会、1979、pp. 271~436。
- 2) 「野鍛冶」とも書かれる。本稿の引用文献には、「農具鍛冶」あるいは「鍬鍛冶」という語も用いられている。
- 3) 京都府船井郡における農鍛冶は、昭和6・7年頃、冬季には鍬の修理・夏には鎌の生産を主として行なったことを、筆者は当座帳を用いて明らかにした。
- 4) 河島一仁『『紀州鍛冶』の受容に関する一考察—京都府船井郡の場合—』、歴史地理学紀要26巻、1984、pp. 114~118。
- 4) 柳田國男編『山村生活の研究』図書刊行会（初版1938）1975復刻
- 5) 鈴木栄三「村に入り来たる者」前掲4) 所収 pp. 49~59。

- 「其生業が土と直接の交渉を持た」ず、村々に「入り来たる」人々について記述している。このような人々には、手工業者を意味する狭義の職人のほかに、芸能民も含まれている。採録対象となっているものは約26種にものぼっている。鍛冶の他には、鋳掛屋・屋根葺・大工・左官・猿回し・人形芝居・神楽など。
- 6) 採録されているのは、山形県・岐阜県・香川県・熊本県・鹿児島県などの諸事例。
 - 7) 古島敏雄『日本農業技術史』東大出版会（初版 上巻1947、下巻1949）、1975、p. 305。
 - 8) 遠藤元男『日本職人史の研究』第1~6巻、雄山閣、1985。
 - 9) 遠藤元男「都市・村落の職人生活」前掲8) 第3巻所収 pp. 109~154 とくに p. 136。この論文の初出は、1936年であり、その後補訂されている。
 - 同氏は、「農具便利論」の解説を行なっている箇所で、紙幅の都合を理由にして、「農具の生産およびその農民への配給についてはなお多くの問題があるとしても、それにとどまっていることはできない」と述べ、実質的な検討をさけている。
 - 10) 乾宏己「近世職人の形成について」『和歌森太郎先生還暦記念 近世封建社会と民衆社会』、弘文堂、1975、pp. 403~433。
 - 11) 乾宏己「近世の農村加工業—陸奥国白川郡棚倉領の農村鍛冶業の場合ー」、地方史研究159号（第29巻3号）、1979、pp. 30~36。
 - 同 「近世農村工業の歴史的性格—陸奥国白川郡棚倉領の鍛冶業の場合」『日本社会史研究』、笠間書院、1980、pp. 139~161。
 - 12) 笹本正治「近世甲斐の鍛冶について」、地方史研究183号（第33巻3号）、1983、pp. 3~16。
 - 同 「近世の鑄物師と鍛冶」『講座日本技術の社会史』第5巻、日本評論社、1983、とくに pp. 136~140。
 - 同 「職人論—身分・職人集団・技術」村上直他編『日本近世史研究事典』東京堂出版、1989、pp. 70~71。
 - 13) 後掲の史料1を参照。
 - 14) 奈良盆地への、「紀州鍛冶」の定着例として、下記の論文を参照。
 - 河島一仁「奈良盆地における伝統的農村手工業の変容—農鍛冶業を例として—」立命館文学第499号、1987、とくに pp. 44~52。
 - 15) 出稼に関する地理学的研究では、「入稼地域」もしくは「需要地域」という語が一般に用いられている。しかし、地域社会が出稼職人もしくはその家族集団をも、社会的に受け入れている点を明示するために、筆者はこれまで一貫して「受容地域」という語を用いている。

- 河島一仁「出稼職人の集団構造とその地域的展開—『紀州鍛冶』を例にして—」人文地理第35卷第6号、1983、pp. 19~57。
- 16) この点に関しては、前掲15) および下記の論文を参照。
 - 河島一仁『『紀州鍛冶』職人集団における受容地域の構成』、立命館文学、第500号、1987、pp. 478~500。
 - 17) 原本は、田辺市立図書館所蔵。昭和35年以降、平成元年までに田辺市教育委員会によって85巻までが刊行されている。本稿では主としてこの刊本を利用した。
 - 18) 雜賀貞次郎「万代記及御用留、田辺大帳のこと—解説に代えて」『万代記』第1巻（刊本）所収 1960。
 - 19) 『万代記』第12巻・享保4年（1719）には、「農道具鎌山刀打申候て渡世仕者」として4人の名が記されている。
 - 20) これらの数字をみる限り、人数を単に示しているということはできそうもない。しかし、行動の都合上、その他の組についてはひとまずはほん人数を示すものとする。
 - 21) 職人株仲間においては、株は定数であって容易に増加されるものではなかった。
 - 乾宏己「近世職人仲間の発展過程—類型的分析を通じて—」地方史研究 第16巻3号、1966、pp. 43~57。
 - 22) 近世当初以来、領主の需要にもとづく鍛冶職人は存在したと考えられる。
 - 23) ここでいう「旅稼」が、どのような地理的範囲での行動を意味しているのか詳らかではない。
 - 24) この史料には、本役鍛冶の「細工場」という語も用いられている。おそらく、独占的経営が保証されている活動範域を意味すると解されよう。
 - 25) 伊作田・上秋津・下秋津・上万呂・中万呂・下万呂・上三栖・中三栖・下三栖および新庄の10か村。組域としては、田辺・秋津・三栖三組にまたがっている。組が、大庄屋の管轄区域であったことを鑑みると、地方支配の空間原理とは別の原理に基いているといえよう。
 - 26) 平鍛冶が他所稼を全く行なわず、その活動がそれぞれの組域で完結していたと断定できるかどうか、今のところ明らかではない。
 - 27) 本役鍛冶・平鍛冶などを統轄する職分として、鍛冶組庄屋がおかれていた。本稿では、紙幅の都合上、それへの論及は最少限に留める。
 - 28) それらのうち、古い例のいくつかについてみると、田辺組湊村から大坂天神前へ（1753）というものと、同組糸田村から大坂辺へ（1769）という事例が注目される。前者の場合、「湊村鍛冶平三と申者攝州大坂天神前と申所へ鍛冶稼

- ニ罷越申段願出申候」と書かれ、後者に関しては、「当村鍛治幸七并梓九右衛門御当地ニて鍛治職尔々御座無候ニ付大坂邊へ二三年之間鍛冶稼ニ罷越度願出申候」と記されている。したがって、これらは、明らかに他国稼であり、「紀州鍛治」が、大坂近郊の農業と少なからぬ関わりがあったことを示す証左でもある。
- 29) 後掲の史料3に、この語が用いられている。
- 30) 後掲の史料11をみると、伝七は、東本庄村の庄屋に招かれて来村したように思われる。
- 31) 伝七と東本庄村庄屋との最初の接触の状況として、次のふたつの場合を想定することがゆるされよう。(1)庄屋自身が、人づてに伝七の存在を知ったうえで、東本庄村で営業活動をさせるだけの力量を有しているかどうかを確認するために、某所にいた伝七の仕事ぶりを実際に見た。すなわち、〈伝聞→対面→来村承認〉というプロセス。(2)その時まで面識は全くなかったが、伝七の仕事ぶりを某所で初めて見て、「出張」を勧めた。すなわち、〈対面→来村承認〉というプロセス。(1)の場合、人づてに伝えられる情報は、それ程広い範囲に及ぶものではなかったと思われる。したがって、伝七は、東本庄村からさほど遠いところにいたわけではないとみなされよう。(2)の場合、対面した某所が、東本庄村であったならば、伝七自らがこの村に入り来たったと考えられる。また、この某所が、東本庄以外の村であった場合でも、庄村屋の日常生活圈から、さほど遠く離れたところではなかったとみなされよう。(1)・(2)いずれの場合でも、伝七は比較的遠くないところにいたと考えてよいだろう。彼の出身村とみなされる芋村にいた可能性も多い。
- 32) 1753年から1801年までの間に、他所稼を行なった19例の鍛治職人は、いずれも技能的には自立していたとみなされよう。田辺領内での他所稼を行なったものの多くは、道具を取り上げられて、営業停止を余儀なくされた。かかる事実は、当領内には、本役鍛治および平鍛治以外にも、相当数の鍛治職人がいたことを示唆している。略言すると、彼らは株を取得できない職人たちであった。
- 33) この当時、鍛治庄屋は田辺組糸田村に居住していたとみられる。
- 34) 『万代記』第66巻・寛政12年(1800)正月26日。これは、田所八郎左衛門から鈴木熊右衛門への書状の控。
- 35) このことから、田所が他の大庄屋より上位の立場にいたことが窺える。
- 36) 前掲34)と同じ。史料3と同じく、田所から鈴木への書状の控。
- 37) 東本庄の誤記かと思われる。ただ、69頁の史料9にも、同例が出てくる。したがって、東本庄と西本庄とをあわせた本庄という境域が認識されていたのかかもしれない。
- 38) 行論の都合上、株数をひとまず人数とみなしている。
- 39) 平鍛治は他所稼をしなかったという前提のもとで、このように記した。
- 40) 前掲34)と同じ。ただし、月日不明。これは、鈴木が田所に対して言った内容である。
- 41) 前掲40)と同じ。
- 42) 『万代記』第66巻・寛政12年(1800)6月2日。田所から鈴木への書状の控。
- 43) 筆者の調査によると、西本庄には、「文政八年 鍛治講」と刻まれた石燈籠が現存するし、埴田には、「安政六年 蝙子講當番笈 □ 正月新調」と書かれた木箱が残されている。伝七の紛擾は、これらより20~59年程以前のことではある。しかし、上記の二例は南部組に、村レベルでの講を組織するだけの鍛治職人が、平鍛治以外に存在したことを示唆している。かかる講と、株数を定められた本役鍛治・平鍛治との関係についても今後論すべき多くの問題がある。前掲15)の拙稿を参照。
- 44) 『万代記』第53巻・天明7年(1787)9月2日。田所から目良源右衛門・芝源蔵あて書状の控。
- 45) 『万代記』第66巻・寛政12年(1800)10月1日もしくは2日。田所から鈴木への書状の控。
- 46) 『万代記』第67巻。
- 47) 『万代記』第67巻・享和元年(1801)8月。鈴木から田所への申し入れの控。
- 48) 文化年間に編集された『紀伊続風土記』によると、東本庄村には家数80軒・人数552人と記されている。
- 49) 『万代記』第67巻・享和元年(1801)8月15日。
- 50) 前掲24)参照。
- 51) 上秋津村は秋津組に属し、堅田村は富田組に含まれる。
- 52) 『万代記』第67巻・享和元年(1801)8月21日。田所から鈴木へ出した書状の控。
- 53) 『万代記』第67巻・享和元年(1801)8月23日。田所の手控。
- 54) これが、全ての事例にあてはまるわけではない。『万代記』第42巻・安永5年(1776)には、南部から秋津組に出張稼をしていた平助に関する記載がある。平助は、営業をとりやめさせられ、道具を持ち帰った。しかし、鞆だけを残していたことが問題になり、早く持ち帰るよう指示が出されている。したがって、伝七の場合を敷衍することは慎まねばならない。
- 55) 伝七が妻帯者かどうかも判然とはしない。

- 56) これは、伝七の場合に限って推定されるので
あって、他所稼を行なった他の鍛治職人全てに
あてはまるとはかぎらない。
- 57) 史料14と同じ。
- 58) 史料12の記載が事実であるとすれば、鍛治職
人が断絶した後、その後任に関して、鍛治庄屋
の側は、何も処置していなかったことになる。
このような状態が、伝七にまつわる紛擾の背景
には存在したとみなされよう。
- 59) 前掲3)
- 60) 印南川流域に位置する南谷組東山口村の「鍛
治共他所稼願帳扣」文化4～7年（1807～10）
には、「受人」という語がでてくる。おそらく
同種の役割を担った人であると思われる。
前掲16) の拙稿参照。
- 61) 史料1を参照。
- 62) 前掲16)